

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第5期)

(案)

【見え消し】

令和4年3月●日
厚生労働省

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第5期)

目 次

- 第1 基本的な考え方
- 第2 計画期間
- 第3 政策評価の実施に関する方針
 - 1 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - 2 政策体系
 - 3 政策評価の実施 方式方法
- 第4 政策評価の観点に関する事項
 - 1 必要性
 - 2 効率性
 - 3 有効性
 - 4 公平性
 - 5 優先性
- 第5 政策効果の把握に関する事項
 - 1 政策効果の把握方法
 - 2 政策効果の把握に当たっての留意点
- 第6 事前評価の実施に関する事項
 - 1 個々の研究開発
 - 2 個々の公共的な建設の事業
 - 3 個々の政府開発援助
 - 4 規制の新設等を目的とする政策
 - 5 租税特別措置等の新設等を目的とする政策
- 第7 事後評価の実施に関する事項
 - 1 事後評価の対象とする政策及び評価方式
 - 2 モニタリングの実施
- 第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - 1 学識経験者等の知見 の活用に関する基本的な考え方

- 2 政策評価に関する有識者会議
- 3 政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

- 1 評価結果の反映
- 2 反映状況の報告及び公表

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

- 1 公表内容・方法
- 2 有識者会議及びワーキンググループに関する情報の公表
- 3-2 国民の意見・要望の受付

第11 政策評価の実施体制に関する事項

- ~~1 政策評価の担当組織~~
- ~~2 政策評価の実施に関する関係課長会議~~
- ~~3 政策評価に関する有識者会議（再掲）~~

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- 1 政策評価の継続的改善
- 2 職員の人材の確保及び資質の向上
- 3 地方公共団体等との連携・協力
- 4 基本本計画の改正
- 5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領

別紙 政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標）

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第54期)

第1 基本的な考え方

政策評価については、~~「行政機関が行う政策の評価に関する法律」~~（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が平成14年4月に施行され、厚生労働省においても、これに基づき政策評価を実施してきたところである。

この間、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の徹底や国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果（アウトカム）重視の行政への転換等を目的として、政策評価を実施してきたところであるが、今後、厚生労働省の各政策が国民生活の質の一層の向上に貢献できるよう、政策評価の充実や改善を図っていく必要がある。

今般策定する「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」（以下「基本計画」という。）本計画においては、法第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「政策評価基本方針」という。）を踏まえて、厚生労働省当省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度平成29年度から令和33年度までの5年間とする。に実施する政策評価を対象とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

厚生労働省当省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む。）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策体系

政策評価を体系的に実施するため、厚生労働省が行う行政分野全般について、政策体系を基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業を政策体系とする。これらのうち、基本目標、施策大目標及び施策目標については、別紙のとおり定める。

事務事業については、基本計画に基づく「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に定めるものとする。

3 政策評価の実施方式

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施することとする。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断するものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証する方式のもので

~~あり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直しを目的とする。~~

第4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、以下の~~1-(1)~~から~~5-(5)~~があり、評価の際には、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価を行う~~こととする。~~

その際、政策評価の実施方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）に政策評価の観点を具体的に記載することにより、実効性の高い評価を行う~~ものとする。~~また、政策評価の結果を適切に政策に反映することが重要であることから、今後の課題や対応方針・具体的な対応方法等についても、評価書等に記載する~~こととする。~~

1 ~~-(1)~~ 「必要性」の観点

~~イ~~ 評価の対象とする政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、
または、又はより上位の目的に照らして妥当性を有しているか。

~~ロ~~ 行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるか。

2 ~~-(2)~~ 「効率性」の観点

評価の対象とする政策の実施により得られる政策効果が当該政策の実施に要する費用等に見合ったものになっているか。具体的には、

~~イ~~ (1) 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

~~ロ~~ (2) 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

~~ハ~~ (3) 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

3 ~~-(3)~~ 「有効性」の観点

評価の対象とする政策の実施により得ようとする政策効果が当該政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか、又は得られると見込まれるか。

4 ~~-(4)~~ 「公平性」の観点

評価の対象とする政策の目的に照らして~~当該~~政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるものになっているか、又は実際に分配されているか。

5 ~~-(5)~~「優先性」の観点

評価の対象とする政策を他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

(1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、~~評価を実施する職員の能力等~~を考慮しつつ、EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案。以下「EBPM」という。)の観点から、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。

さらに、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測る「アウトプット指標」だけでなく、行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる変化や影響を測る「アウトカム指標」を設定することを通じて、施策の達成状況をより適切に把握することを基本とする。が望ましい。

(2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

(3) 特に、厚生労働行政は、~~保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といっ~~た国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が十分に確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

(4) EBPMの観点も十分に踏まえつつ、政策効果の把握に有用な情報・データの収集・分析に努める。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が地方公共団体地方自治体をはじめとした厚生労働省以外の多様な実

施主体が関わることもあり、政策実現のための手段とその効果との因果関係が複雑な場合もある。

このような場合には、最終的なアウトカム指標に至る前段階として、アウトプット指標や短期的又は中期的なアウトカム指標をあわせて設定すること等により、政策効果を適切に把握するよう努めることとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

1 個々の研究開発~~(注1)~~

次のいずれかに該当する個々の研究開発(注1)を事前評価の対象とする。

(注1) 人文科学のみに係るものを除く(行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「令」という。)第3条第1号及び第2号参照)。

- (1) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象とされた研究開発

2 個々の公共的な建設の事業~~(注2)~~

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(注2)であって、次のいずれかに該当するものを事前評価の対象とする。

(注2) 施設の維持又は修繕に係る事業を除く(令第3条第3号及び第4号参照)。

- (1) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- (2) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

3 個々の政府開発援助

次のいずれかに該当するものを事前評価の対象とする。

(1) 無償の資金供与による協力（注3）

当該資金供与の額が 10 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

（注3）条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。

(2) 有償の資金供与による協力（注4）

当該資金供与の額が 150 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

（注4）資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。

4 規制の新設等を目的とする政策（注5、6）

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（注5）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（注6）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする。

（注5）規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）第1条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第3条第6号参照）。

（注6）規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことを見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く（令第3条第6号参照）。

5 租税特別措置等の新設、~~拡充又は延長（注7）~~等を目的とする政策

租税特別措置等 （注7）のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、~~拡充又は延長~~を目的とする政策を事前評価の対象とする。

（注7）租税特別措置等の具体的な評価の範囲については、令第3条第7号及び第8号並びに基本方針I 4キの規定に従うものとする。

~~注1：人文科学のみに係るものを除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び第2号参照）。~~

~~注2：施設の維持又は修繕に係る事業を除く（令第3条第3号及び第4号参照）。~~

~~注3：条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。~~

~~注4：資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。~~

~~注5：規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）第1条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第3条第6号参照）。~~

~~注6：規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く（令第3条第6号参照）。~~

~~注7：租税特別措置等の具体的な評価の範囲については、令第3条第7号及び第8号並びに政策評価基本方針I 4キの規定に従うものとする。~~

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。

その他の具体的な事後評価の対象とする政策、評価方式等については、法第7条第1項の規定に基づき、毎年度策定する「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）において定める。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

①イ 評価の単位

施策目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

②ロ 評価予定（評価時期及び評価方式）の設定

実施計画において、施策目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に全ての施策目標について事後評価のを実施（以下「ローテーション」という。）ができるよう、概ねの時期及び評価方式を設定することとする。

③ハ 事後評価の対象とする政策及び評価方式の決定

~~ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のア①からウ③までに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。こととし、具体的には、前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、毎年度実施計画において定める。評価方式は政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。~~

ア① 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

イ② 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

- a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策
- b 厚生労働省当省の主要な制度の新設・改定等

ウ③ 指標の前年度までの進捗状況の把握（以下「モニタリング」という。）の結果（以下「モニタリング結果」という。）や当該指標の推移により、評価を実施する必要が生じた場合

~~ニ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し~~

~~各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、施策目標との因果関係が明確であり、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。~~

④ホ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする (政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。)。

なお、実績評価方式で評価を行う施策目標については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)中2に基づき、施策目標ごとに毎年度、事前分析表を作成・公表する。

⑤ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、施策目標との因果関係が明確であり、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とする ~~もの~~。事業評価方式を基本とする。

(3) 公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発0707第1号)で定めるところにより事後評価の対象とする ~~もの~~。事業評価方式を基本とする。

~~-(4) 法第7条第2項第2号に規定する政策(政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの又は政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの)事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。~~

(4) 規制に係る政策

事前評価を実施した第6の「4 規制の新設等を目的とする政策」を事後評価の対象とする。事業評価方式を基本とする。

評価を実施する時期は、法令等に見直し条項(一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項)があるものについてはその見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては見直し周期を設定した時期とする。なお、見直し周期は最長5年とする。

(5) 租税特別措置等に係る政策

~~政策評価基本方針に基づき、租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税に関するもの。~~

~~事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。~~

事前評価を実施した第6の「5 租税特別措置等の新設等を目的とする政策」のうち、適用期間が5年以上の政策を事後評価の対象とする(注8)。

事業評価方式を基本とする。

評価を実施する時期は、原則として、事前評価を実施してから3年から5年を経過する時点とする。恒久的な措置については、直近で事後評価を実施してから3年から5年を経過する時点とする。

(注8) 既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

(6) 法第7条第2項第2号に規定する政策

法第7条第2項第2号に規定する政策決定後5年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策を事後評価の対象とする。

当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。

(~~6-7~~) (1) から (~~5-6~~) までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、~~複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策~~政策評価を実施するもの

事業評価、~~実績評価又は総合評価方式を基本とする。総合評価方式を基本とする。~~

なお、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、各年度に事後評価の対象とする政策については、第8に規定する政策評価に関する有識者会議の意見等を踏まえ、毎年度の実施計画において定める。

2 モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局（個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。）は、各年度開始後、政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）からの指示を受け遅滞なく、施策目標に係る指標（政策体系に基づき事後評価を行う~~する~~施策目標のうち、実績評価方式による評価を行う施策目標に係る指標に限る。）について、の前年度までの進捗状況を把握~~（モニタリング）を実施することとする。~~

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 学識経験者等の知見の活用に関する基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下の方法等により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等

を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- (1) ①学識経験者等からの個別の意見聴取
- (2) ②学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- (3) ③既存の審議会の活用
- (4) ④外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省当省における政策評価制度、評価方法等について、改善・向上を図るとともに、評価書等第7の1(1)に規定する、政策体系に基づき対象とする政策に係る評価書(実績評価方式による評価を行う施策目標に係る評価書に限る。以下「実績評価書」という。)及び第7の1(7)に規定する、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策に係る評価書並びに事前分析表に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者からなる「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、以下の事項について、有識者会議のその意見等を聴くこととする。また、有識者会議の検討事項、構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

- ~~イ 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更~~
- ~~ロ 作成した評価書等~~
- ~~ハ その他政策評価に関する基本的事項の変更等~~

3 政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ

有識者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、有識者会議の下に「政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置し、その意見等を聴く。ワーキンググループの検討事項、構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 評価結果は、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む。)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

(2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、~~政策統括官付政策立案・評価担当参事官室~~（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を公表する。

第 10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

~~基本本~~計画、実施計画、評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況については、~~それぞれの公表時に~~厚生労働省ホームページへの掲載等の国民が容易に内容を把握できる方法により公表する。~~や政策立案・評価担当参事官室への備付けなどの方法により、公表することとする。~~

評価書等の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第 10 条第 1 項各号に掲げられている事項（注 9）について、分かりやすくかつ具体的に記載する。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。

~~なお、~~評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、~~「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）及び、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）~~の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

（注 9）政策評価の対象とした政策、政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項並びに政策評価の結果

2 有識者会議及びワーキンググループに関する情報の公表

有識者会議及びワーキンググループは、原則として公開するとともに、会議資料及び議事録は、厚生労働省ホームページへの掲載等により公表する。その際、内容の概要を示す資料を作成すること等により、実績評価書及び事

前分析表が国民にとって理解しやすいものとなるよう留意する。

概要を示す資料は、施策目標の実現のため、現状把握、課題設定、投入される資源（インプット）、実施される活動（アクティビティ）、活動による実績（アウトプット）、その結果生じる成果（アウトカム）の間における論理的関係を明らかにすることで、因果関係の適切な分析に資するものとなるよう努める。

3-2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省当省ホームページ等において、広く受け付ける。政策立案・評価担当参事官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めることとする。

第 11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局、査定課及び政策立案・評価担当参事官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、連携をしつつ、有識者会議及びワーキンググループを開催し、政策評価を実施するものとする。

- (1) 担当部局は、自ら又は有識者の活用により、その担当する政策について評価を実施し、部局の取りまとめとりまとめ課で評価書等及び事前分析表を確認の上、査定課及び政策立案・評価担当参事官室に提出する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等及び事前分析表を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。
- (3) 政策立案・評価担当参事官室は、以下の事務を行う。
 - ① 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画等などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
 - ② 当省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリングの結果、評価書等、事前分析表及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめとりまとめ並びに公表
 - ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
 - ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
 - ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
 - ⑥ 有識者会議及びワーキンググループに関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

~~省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」（以下「関係課長会議」という。）を設け、当省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整等を行う。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。~~

3 政策評価に関する有識者会議（再掲）

~~当省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るとともに、評価書等に対する評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法、作成した評価書等について意見等を聴取する。~~

第 12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

(1) 政策立案・評価担当参事官室は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行う ~~こととする~~。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図 ~~る~~ ~~っていく~~ ~~こととする~~。

(2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図る ~~こととする~~。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進める ~~ものとする~~。

(3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組む ~~こととする~~。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策立案・評価担当参事官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるな

ど、職員の資質の向上を図る~~こととする~~。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用する~~こととする~~。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図る~~こととする~~。

4 基本本計画の改正

~~基本本~~計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、~~政策評価~~基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行う~~ものとする~~。

5 実施計画、厚生労働省における政策評価実施要領

~~基本本~~計画に定めるもののほか、~~厚生労働省当省~~が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び「厚生労働省における政策評価実施要領」に~~おいて定める。よるものとする。~~